

令和4年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■委員、■番■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■委員、■番■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-17、3-18の案件につきまして、■推進委員お願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号3-17、3-18について報告します。場所は■より■へ約1.5kmの■地区にあります。11月27日に■委員と申請者の■さん、■さん、私の4人で現地調査しました。今回の申請はともに農地の集約をするために交換するものです。交換する農地はお互いの経営農地の隣接地にあるため効率よく管理するように話しがまとまったものです。農地の面積にかなり差があるんですけどもそこを確認しましたら、面積割りの金銭による農地の交換をされているそうです。土地登記簿本、公図の写しや家族構成等色々記載され提出されております。現地を調査しまして問題ないものと思われま。審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-19、3-20、3-21の案件につきまして、■推進委員お願いします。
	■番	■地区担当の■です。3-19について報告します。場所は■線■から県道■線を■へ約■kmのところにあります。調査日時は11月26日に■委員と申請者の■さん、■さん同行のもと調査しました。調査内容ですが申請農地の譲り渡し人は高齢でありまた町外に住んでおられ耕作や管理することが困難であるため、譲り受け人が譲り受けて農業経営の規模拡大をはかるものです。この他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題な

		いものと思われます。なお、土地も家も一緒に譲り渡されます。 続きまして、3-20について報告します。場所は同じく■■■■線■■■から■■■■線を■■■へ約■■■kmのところにあります。11月26日に■■■委員と申請者の■■■さん同行のもと現地調査しました。申請農地の譲り渡し人は高齢であり耕作あるいは草刈りなどの管理が困難になったため譲り受け人が農業経営の規模拡大をはかられます。バラを作られます。その他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題ないと思います。 続きまして3-21について報告します。場所は同じところ。調査内容は申請農地の譲り渡し人は町外に住んでおられ耕作するのが困難なため譲り受け人が譲り受けて農業経営の規模拡大をはかります。バラを作られます。その他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題ないものと思います。なお、■■■さんの農地それから家もともに譲り受けられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。3-22の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。
	■ 番	■■■■地区担当の■■■です。受付番号3-22、2件について報告します。場所は■■■■より■■■へ約■■■km行った■■■■線沿いにあります。調査日時は11月23日に■■■農業委員と譲り受け人である■■■氏立会いのもと現地調査と聞き取りを行いました。申請農地の譲り渡し人は91才と大変ご高齢で現在農作業することが困難で、また農地を継ぐ方がおられないということで、譲り受け人の■■■さんがこの農地を譲り受けて農業経営の規模拡大をはかるものであります。譲り受け人の■■■さんはこの他の農地も耕作されており所有権を移転されても何ら問題ないものと思います。なお、聞き取りによりまして農機具、大型機具等は所有されており全く問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-6の案件につきまして、■■■推進委員お願いします。
	■ 番	■■■■地区担当の■■■です。受付番号1-6について報告します。

		場所は■■■■線■■■■から■■■■線を■■■■へ約■■■■kmのところにあります。調査日は11月26日に■■■■委員、申請者の■■■■さんと調査しました。調査内容ですが、申請地について20年以上耕作されておらず現況は狭く谷あい急傾斜になっており、機械も入らず人の土地を通らないと入れない土地で、現況は山林化しており農地への復元は困難であると思われます。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法第4・5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■■■番	これは地主との間で何かトラブルがあったんですか？
	■■■■番	■■■■さんのほうはお貸ししているんですが買い手さんがはっきり決まっていなくて、大方決まりそうなので今度は着工できるかなということです。■■■■の担当者の方と■■■■さんと一緒に現地調査したんですが、来年10月31日に完了予定になっておりますのでそれまでにはできるんじゃないかと思います。草がのびて見た目が悪かったので草刈りをしてくださいとお願いをしました。
	事務局長	追加で説明させていただきますと、■■■■さんがこの土地を買って上の発電装置は別の人に売られるということのようです。そういった関係で装置の購入者さんとの話しがうまくいかず延期ということになっている状況かなと思っております。土地所有者のかたはここに植林をしたいなということも言われており、息子さんとお話をさせていただいたらそんなことも言われておりましたが、それはできないよというお話しを

		させていただいてます。そういったことで中々工事が進まないということでございます。資材等の価格も上がって上の機械の買い主が中々決まらなかったというお話を ■■■■ さんのほうからしておりました。
	■ 番	これはまだ ■■■■ さんのほうへは地代は払っていないんですか？
	事務局長	払ってあるみたいです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4・5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議 長	続きまして議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時18分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和4年12月27日
		会長 ☐ 番 ☐ 委員 ☐ 番 ☐ 委員